

## 令和4年第2回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年6月13日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第35号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第36号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第37号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第39号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第41号 「トヨペット スマイル ホール 大洗」改修工事（第1期）請負契約の締結について
- 日程第 7 同意第12号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 8 報告第 2号 令和3年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 令和3年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 5号 令和3年度大洗町土地開発公社の決算報告について
- 追加日程 大洗町議会政治倫理条例の違反に対する動議
- 日程第 9 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。

今年3月に開催いたしました第1回議会定例会では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、議場内での傍聴をご遠慮いただいておりますが、今定例会はマスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、私と事務局はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

それでは、まず、4月の人事異動で課長に昇格され、今回初めて議会に出席する職員の自己紹介をお願いいたします。

初めに、まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） おはようございます。

本年4月1日、まちづくり推進課長を拝命しました海老澤でございます。引き続き宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 続きまして、茨城県庁より出向されてきました都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 4月1日より都市建設課長をさせていただいております岡村でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 続きまして、農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 改めまして、おはようございます。

このたびの人事異動に伴いまして、農林水産課課長を拝命いただきました中崎亮二と申します。議員の皆様のご指導をいただきながら、微力ながら頑張っていきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ありがとうございます。宜しくお願いいたします。

---

開議 午前 9時30分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和4年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、6番 小沼正男君、7番 今村和章君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月13日から14日までの2日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ◎議案第32号ないし議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第35号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 皆さん、おはようございます。久しぶりに傍聴者をお迎えしての定例会です。どうぞ宜しくお願いいたします。

議案第32号から議案第35号の専決処分4件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

1ページをご覧願います。

議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和4年4月1日付けで専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人町民税について、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長し、令和7年までに入居した者を対象とするとともに、控除期間を令和20年度まで延長するものであります。

また、固定資産税においては、商業地等の宅地に係る負担調整措置に伴う課税標準額の上昇幅を、令和4年度に限り2.5%とする措置を適用するとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に24ページをご覧ください。

議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和4年4月1日付けで専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、固定資産税と同様に、商業地等の宅地に係る負担調整措置に伴う課税標準額の上昇幅を、令和4年度に限り2.5%とする措置を適用するとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に29ページをご覧ください。

議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和4年4月1日付けで専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、課税限度額について医療分を2万円、後期高齢者支援分を1万円それぞれ引き上げ、税負担の公平性の確保、中間所得層の税負担の軽減を図るものであります。

次に33ページをご覧ください。

議案第35号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、令和4年6月1日付けで専決処分したものであります。

令和3年第1回定例会において議決された、燃えるごみ袋及び燃えるごみ処理券の金額の引き上げについては令和4年4月1日から施行されたところでありますが、旧ごみ袋及び旧処理券について施行日以降も使用できるよう経過措置を設けており、その期間を5月末日としたことから、当該規定を削るものであります。

以上、議案第32号から議案第35号の4件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） まずはですね、なかなかこれを読み解こうとしても、なかなか実は読めなくてですね、昨日も何か途中であっちいった、こっちいったしちゃうんで、これよくわからないん

ですが、簡単にですね、今の町長の提案のほうから話がありましたけども、もう少しかいつまんで説明をしていただければなというふうに思います。変更につきまして、具体的な要素も含めてですね、どのように変わっていくかをお尋ねしたいんですが、これは答弁は税務課のほうでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 坂本議員のほうからですね、税条例のほう、内容をかいつまんで説明をして欲しいということでございますので、本日、皆様のほうにですね、お手元のほうに資料をお配りしておりまして、今回の定例会の議事日程第1日の下のほうに入ってますでしょうか。A4縦のですね「議案第32号及び第33号資料」ということで、税条例と都市計画税条例の改正の概要を皆様のほうにお配りしてあるかと思えます。こちらのほうをご覧くださいと思います。

改正の理由としましてはですね、町長の提案説明の中でありました――

○議長（飯田英樹君） 課長、ちょっとお待ちください。資料ありますか、大丈夫ですか。

〔「あります。」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） じゃあお願いします。

○税務課長（磯崎宗久君） 改正の理由は、町長の提案説明のとおりでございますので、2番目の改正の主な内容というところからご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、町民税、個人住民税ですけども、住宅ローン控除の見直しというところで、こちらも今、先ほど町長のほうの説明にもあったかと思うんですけども、議案書のほうの資料ですね、新旧対照表のほうをご覧くださいと思うんですが、こちらの新旧対照表でいいますと15ページになりますね。15ページからが附則になってございまして、附則第7条の3の2というところが住宅ローン控除の見直しの内容になっております。左側が新しい条例、右側が今までの旧条例になりますので、下線が入っているところが今回変わっているところになります。

1行目のところに令和20年度までとなっております。これまでは令和15年度までとなっておりますけども、住宅ローン控除の期間が、これまで令和15年度まででしたが令和20年度までが対象になるというところがございます。それと、その下、3行下くらいにですね、令和7年までというところ、今までですと令和3年までというところだったんですけども、令和7年の入居者まで住宅ローン控除の対象になると。借り入れをした場合ですね、ここが4年間延長されるというところですね。ちょっと上のところが令和15年度から20年度まで5年間延長されるというところで、4年と5年とでちょっと食い違いが出るというところがあるんですけども、今、住宅ローンの控除の期間が新築住宅ですと13年間控除がされます。そうしますと、令和7年度入居された方は翌年度からですと令和20年度まで控除期間が対象になるわけですけども、こちらの旧条文のほうですと、令和3年の方については10年の控除期間だったんですね。元年、2年は13年間の控除期間があったんですけども、令和3年の方は10年間というところで、ここでちょっと1年ずれが生じていますので、この条文でいうと4年延長、5年延長というところで、ちょっと1年ずれが出ているところがございます。

続きましてですね、資料のほうに上場株式等の配当所得等に関する課税方式の見直しというものを書かせていただいております。こちらですね、上場株式の配当と配当所得等に関する課税の方式がですね、今現在三つ選択できるようになっております。下のほうに黒ポチでですね、上場株式の配当等というところ書かせていただいておりますけども、所得税、住民税それぞれで課税方式、申告不要、分離課税、総合課税というものから選択できるようになっております。こちらがですね、住民税と所得税、いわゆる確定申告の時に、それぞれ選択をすることができたというふうになっておりますけども、これからは確定申告書で選択する方式で住民税のほうも課税をするということで、統一されるという形になります。こちらはですね今現在、それぞれ違う方式で選択することで、いわゆる節税が図れるようになっているというところがありますけども、そもそもがですね、この課税に関しては所得税と住民税は一体で考えるというところが国のほうの税制でしたので、それに基づきまして一体で課税をすると、課税方式を同じくするというように見直されるということでございます。こちらの内容につきましては、令和6年分の個人住民税から適用になるということでございます。

続きまして、固定資産税ですね。こちらは負担調整措置に伴う上昇幅を令和4年度に限りまして5%のところを2.5%とするということでございます。こちら、すいません、先ほどちょっとページのほう、新旧対照表のほうを申し上げるのを忘れてしまいましたけども、今回のこちらの固定資産税に関しては、附則の12条でございまして新旧対照表になりますと18ページになります。18ページ、第12条のところですね、12条の最後のほうに下線のほう引かせていただいております。これまでは100分の5というところ、令和3年度から令和5年度までは100分の5というところまでだったんですけども、今回その後ろにですね括弧書きで、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては100分の2.5というところを加えております。こちらの固定資産税の上昇幅を5%のところ2.5%に伸びを抑えるということでございますけども、実際のところ、大洗町に関してはですね、地価の上昇が見られないと、逆にちょっと下がっているということでございますので、今回、条例のほう、このように改正はいたしましたけども、この負担調整措置、伸びを抑えるということに関しては、大洗町では適用はされていないということでございます。

続きまして、裏面に及びますけども、ちょっと一つ飛ばさせていただいて、都市計画税のところは固定資産税とほぼ同じような内容になってございます。

もう一つですね、その他でちょっと加えさせていただいておりますけども、証明書等の交付手数料に関する規定というところで、こちらは不動産登記法の改正に伴う追加の内容でございまして、登記簿に今書かれておる住所、こちらのほうを課税台帳のほうでも転記しているというところがございます。今回ですね、その住所がですねDV被害者等の住所に関してはですね、本人からの申し出で、真実の住所というかですね、それを書くのではなくて、また別の住所を書くことができるようになってきております。例えば、弁護士事務所の住所であったりですね、本人が指定する住所に改めるということができるようになってございまして、法務局のほうの登記簿の住所がもちろん変わるので、課税台帳のほうの住所も変えると、別な住所をですね書くことができると、書くようにす

るというような内容になってございまして、こちらのほうも盛り込んでおります。こちらは18条の4のほかにはですね第73条の2、73条の3ということで、3カ所ほどですね条例のほうの内容に追加をさせていただいております。

そのほかですね、地方税法の改正に伴います文言の修正、あるいは適用条文の項ずれのほうを追加させていただいております。

主な内容といたしましては、以上になります。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。じっくり読んでも、なかなか読み取れなくてですね、今、このぺらがね今回来てるということで今読ませていただきました。いわゆるですね、これ直接私たちのような生活には関係ないかもしれませんが、いわゆる株式関係ですと、やはり中小企業とか零細企業あたりの持ち主、持株が、いわゆる3%以上になってくると総合課税になってきたり、分離課税ではないという、配当に対してですね、そういったものが全て確定申告でなるという、いわゆる言葉を返せば、やや増税になるのかなと、持ってらっしゃる方には、でありますけれども、そこは税法上の改正なんで了解をさせていただくのですね、もう一つちょっと確認したいのが固定資産の商業地域に対して5%から2.5%にこの4年度だけ行くと。なぜ4年度だけなのかも含めてですね、この税法の本来の趣旨というのはどのようになっているのか。例えばですね、商業地域っていうのがいろいろそのいわゆる都市計画法ができてから商業地域というのは1種、2種住宅地域とか何かで分ける。分け隔て、町内の中の商業を有する場所ということで認識はしておりますけれども、現在の商業地域の本来の在り方というのは、いわゆるシャッター街になってきた時の商業地域としての在り方というのは、本来であればですよ、大店法を緩和した時点で、やはり商業面積というのはきっちりとね、本当は変更しなければならない時期があったはずなんです。ここに手を掛けてはおりませんが、国のほうの変化っていうのはなかなかそういうものがあって、なかなか減らすことなんかはしないと。しかし、この4年度だけやるという意味、ここについて何か税務関係として国のほうからどのような指導というより説明があったのか、この一点再度質問させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 坂本議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

令和4年度に限って、しかも商業地等に限って伸びを、評価額の5%分のところを2.5%にするということに関して、どのような趣旨かということかと思うんですけども、今5%に伸びを抑えるということに関して、令和3年度から令和5年度の3カ年に関してですね伸びのほうを抑えるというようなことで地方税法のほうもなっておりますけれども、なおかつ令和4年度に限って2.5%の伸びを抑えるということに関してですね、こちら商業地等ですので商業地等の税額の増加を抑えるということの趣旨でございまして、さらにその狙いとかですね、そこに関して詳しいことまではちょっと我々のほうまではですね情報として流れてきてませんので、本当にうわべだけですけども、商業地等に限っては税の上昇を抑えるということでしかちょっとお答えはできないのですが、

申し訳ありません。簡単な答えで申し訳ありません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） はい、わかりました。税の条例に関しましては、ほとんど国のほうが、上位法が全部決めるということで、地方税も含めてなんです、そこは了解させていただきました。

ただ、私がですねこういう質問をさせていただくというのはですね、私たちも長年やっても、なかなかこの条例文と違ってというのは、本当に読み込めないというのが実際でありまして、端的なものも資料をこの後もですね、これからのものについては、もう少しわかりやすいものも附則として付けていただければという要望して終わります。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 大洗町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第33号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第34号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第35号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 先ほど町長の説明にもですね5月31日をもって新しいゴミ袋に変わらしまして、古いものはもう使われないということでお話をいただきました。全協でも速やかにですね入れ替えができたというような話を課長のほうからですねご説明いただきましたけども、その後、町民の方、また、各店舗の方からですね問い合わせ等はあったんでしょうか。2週間経ちましたので、この辺でですね、また何か対応がしなければならぬことが出てきたのか、まずはご質問したいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） まず初めにですね、ゴミ袋、今回4月1日から移行期間を含めて6月1日から新しいゴミ袋に移行したということにつきまして、議員の皆様を初めですね住民の方、皆様のご協力ありがとうございました。

現在の状況でございますけども、今6月に入りまして、東地区、西地区ですね、ゴミの収集3回程度、今済んでいる状況でございます。最初ですね私たちも朝、回ったりとかしたんですけども、東地区、西地区ですね、通常5台でゴミ収集車回っておるんですけども、1台当たりですね大体30袋から多いところで50袋あったりとか、ないところは10袋ぐらいだったよみたいな話もございました。なので大洗町全体の世帯数から見るとですね、1%にも満たないような形で前のごみ袋がちょっと出てたというような状況はございます。その後ですね、2回目、3回目と進むにつれまして、100%までとはもちろんいきませんが、だんだん減っているような状況でございます。

またですね、アパート等がどうしてもちょっと多いというのがございましたので、その辺につきましてはですね、担当のほうで再度ですねポスティングとかそういうものをさせてもらって、少しずつ減っているような状況でございます。

あとですね、やはり最初、外国人の方なんかですね、ちょっと気にした面がありましたので、こちらについては国際交流協会とか担当している部署と連携しましてですね、キーパーソンとなる方、確か30名弱ぐらいいるんですけども、その方を通して通知等もやらせていただいた次第でございます。

あと、商工会につきましても、商工会の店舗の皆様につきましてはですね、当初ですね必ず住民サービスということで、全種類はゴミ袋買ってくださいというような経緯がございましたので、その部分に関しましては町のほうで、商工会を通じてですけども返金するというような手続のほうを商工会のほうで既に終了しております。やはり余った分はどうなんだというような問い合わせは、やはり数件あったという話は聞いております。

住民の方からもですね、やはり問い合わせのほうは何件かもちろんいただいて、厳しいお言葉も

何件かいただいたり等はしております。ただ、想定していたよりはですね、パニックとかそういうふうなようなことはなっておりません。状況としては以上となっております。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 1年前からですね周知を始めたということで、わかっている方もいるし、また、こういう情報社会なんですけども、どうしても情報発信するほうは知ってても、取り入れるほうはわからないっていう方がね今本当に、今一番多いんじゃないかと思うんですね。若い方はネットで見れるかもしれませんが、紙ベースで見なくちゃならない方もいると。大変な作業でしたけども、大変お疲れさまでした。

それで、あとですね、実際に回収し終わったものと、あと在庫分、これっていうのはどのぐらい残ってるんでしょうか。それとまた、この在庫分に関してはですね、再利用するんだと思うんですけども、どのような機会でも再利用したりとかですね、無駄がないような使い方をされると思うんですが、その点について再度質問したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず在庫なんですけども、ちょっとすいません、手元に資料ないんですけども、それなりの相当数残っているのは確かでございます。こちらにつきましてはですね、ちょっと、少し経ってからですね、状況がもうちょっと落ち着いてからですね、ボランティア袋とかそういうような、ボランティア清掃でやっている方もいますので、そういう時に使用したいというふうに思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） せっかくですね切り替えて、200円で駄目だから300円にしたにもかかわらずですね、そちらで無駄が出ちゃいますと、また税金がそこでかかってしまうとあまり意味がなくなってしまうので、無駄がないようにご使用のほうをお願いして質問を終わります。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） すいません、お世話になります。

全員協議会のなかで説明受けましたけども、再度すいません、ウクライナで戦争してますので、原油が上がってます。その点で懸念されるのは、今回、値段、ごみ袋上げましたけども、今後の課題として、どのような形で考えているかちょっとお尋ねしますけども。発注先が、聞くところによると中国だということで、ある自治体ではごみ袋がなくなってしまったという懸念もありますので、その点でちょっとお尋ねしますけども、どのような善後策を取っているか、すいません宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったように在庫で苦労している自治体があるという件での質問かと思いますが、大洗町においてはですね発注して在庫のほうは、まだその点で心配な部分はありません。ただですね、

そのような状況がございますので、発注した分はですね早めに納品いただけるように確認しているとともにですね、あとですね、ほかの業者にもですね、例えば今発注したらいつぐらいで納品されるかとか、その辺は確認しているところがございます。その辺で危機管理のほうちょっともってやっていきたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 一番住民に関わる部分なんで、ごみということで一番懸念される分があると、6月から半年間ぐらいは暑い日が続きますし、その点で在庫が切れたというようなことがないように、行政のほうで対処をお願いしたいなど。町長もすいません、その点十分をお願いしたいと思いますけども、現在どのぐらい備蓄ありますか。すいません。わかる範囲で。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 今現在ですね、枚数はちょっと、すいません申し上げられないんですけども、秋ぐらいまではもつような形でありまして、既に発注しておりまして、それが、そのプラスの追加ですね、それが8月中に納品される予定となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 一番懸念されるのが夏、大分もうコロナも収束して解禁されてきてますので、ごみの量が増える可能性もありますので、大川課長、すいませんけどもその点十分ね、気をつけていただきたいなど。ごみの量が増える可能性もありますので、十分に、在庫が切れないような対処策をお願いしたいなどと思います。宜しく申し上げます。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 大洗町廃棄物の減量及び適正な処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第36号および議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第36号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第37号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第36号および議案第37号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

初めに、議案第36号についてご説明いたします。

令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

3月31日付けにて専決処分いたしました令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億7,703万円とするものであります。

4ページをお開き、下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」における令和3年度の寄附見込み額を、第11号補正予算により、5億200万円と設定しておりましたが、その後のマーケティング活動の強化や、3月より寄附受付を開始いたしました「ウクライナ・ポーランド共和国への支援寄附」等の要因により、令和3年度の寄附実績として5億2,000万円が見込まれることから、返礼品など寄附者対応に係る経費や基金への積立金、ウクライナ・ポーランド共和国への支援寄附金など、合わせて1,800万円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、上段の歳入のとおり、大好きです大洗寄附金1,800万円を追加補正するものであります。

5ページをご覧ください。

続きまして議案第37号についてご説明いたします。令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3月31日付けにて専決処分いたしました令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,123万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,487万円とするものであります。

9ページをお開きいただき、上段をご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

保険料の第1号被保険者保険料につきましては、令和3年4月の保険料改定により、保険料の歳入不足が見込まれたため、第2号補正予算において歳入不足分を令和2年度繰越金で財源措置しておりましたが、歳入不足が生じない見込みとなり、741万9,000円を追加計上するものであります。

国庫支出金の調整交付金につきましては、実績報告により増額交付となったため、1,382万円を追加計上するものであります。

下段の歳出をご覧ください。

歳入の増額分2,123万9,000円を基金積立金の介護給付費準備基金に積み立て、財源不足時に取り崩して充当するものでございます。

以上、議案第36号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）および議案第37号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第13号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第37号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、水道水の安定供給の確保および水道事業の経営基盤の強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

本町における水道事業の現行料金につきましては、平成25年4月の改正以降、現在の料金体系を維持してきましたが、水道料金の収入の減少や施設の維持管理、更新費用等の増加により、安定した事業運営の継続が難しくなっていることから、水道料金の適正化を図るため設置された大洗町水道料金審議会からの答申内容を踏まえ、水道料金の改定を行うものであります。

以上、議案第38号の提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今回の条例改定については、水道料金の審議会の方は大変ご苦労さんであったというふうに思います。

そこでですね、答申としては値上げと、引き上げることになりますが、これ、この水道事業については、この間、広報おおあらいで昨年度からね連続して掲載されてきました。そういうなかで町民の理解を得たいということで取り組んだことだと思うんですが、少し振り返ってみますとですね、去年の12月号の広報おおあらいでは、私たちの町の水道事業ということで水道の使用水量が人口減少とか節水型のこの家電などによってですね年々減少していると。これは前々から言われてたことですから、そのとおりなんですけども。そして、それに伴って、今度はコロナ感染によって収入が減ったと。そして今後5年間で約7億円の水道料金の収入が不足するというふうに算定結果が出ているということでもあります。これまでの料金収入の推移としてね、グラフで示されていますね。これは平成25年から令和2年まで、7年間にわたってどれだけ減ったかということ、5,891万円が減少していると、今後5年間で7億円減少するというような、そういう見方、考え方に行き着いてしまうんですが、あまりにもその差額が大きすぎるのではないかと。6,000万に満たないものが、この5年間で7億円という、これはどういうことなのかという疑問が出てくるわけですね。この水道料金の収入ですからね、このグラフそのものを見て。この辺はどういうふうになっているのか。その7億円というものは、どういうところからその7億円という数字が出てきたのか。当初7億円だったんだけど、最近の号では7億4,300万円、さらに上がっているということではありますが、この中身についてお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

7億円、収入というところなんですけれども、こちらにつきましては収入とですね支出のほうもあわせまして5年間で7億円不足するというところでございます。収入のほうにつきましても減りま

すし、支出についても県水の受水費の増加とか、あとはですね電気料金の動力費の増額なども加味した上で収入と支出を差し引いた金額で7億円が不足するというようになっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そうだとしてもですよ、最初、町民の方にはね、あえてこういうグラフを使って水道料金の収入の推移はこういうふうになってきてますという、私たち納めている水道料金がですよ下がってきているということで、今後5年間についてはさらに増えるというふうに述べているわけですよ。こういう、あえてだから町民の納める水道料金が今後なぜ7億円も増えるのかというのがね、今説明されましたけども、それだけなんですか。例えば途中で水道管工事の、これまでとは違う徹底して更新するとかね、様々なものが含まれているのかどうかわかりませんが、自分たちが納めているのが少ないのがどんどん増えるから仕方がないなというふうに思わざるを得ないようなこのグラフの使い方じゃないかと。要するに説明の仕方がね、不十分な、7億円も財源不足見込みが、なぜそれがそういうふうにならざるを得ないのかというのが全く、連載されているんだけどわからないというふうな声があるんですよ。その辺なぜ省略したのかというところをまず伺います。

2回目ですので、それともう一つはですね、基本水量が8トン、これは維持するというふうにしっかりと述べられている。この基本水量8トンを維持するというあえて強調しているんですが、どんな議論が行われたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） まずこの内容につきまして、広報のなかです、1ページというところを使って毎月ですね説明していたんですが、その中身については、12月という途中経過、審議会のなかです、途中経過というところもございまして、結果ですね、まだ内容が詰められているところがなかったので載せていないと。最終的にですね細かいそういった詳細な内容につきましては、こちら料金の方ですね、議案のほう可決いただければですね、来月号ですか、なりですね、そこでですね詳しい内容の説明のほうをさせていただければと考えております。

あとは8トン、基本料金のほうはなぜ8トンなのかというところなんですけれども、まずですね、現在、基本水量のほうがですね8トン、使っても使わなくてもかかりますよというところの基本料金の水量なんですけれども、こちらにつきましては少なくするのか多くするのか、そういったところの議論は出たんですけども、やはりですね今までの現状のほうを8トンというところで、それを大幅に変えるというところはあまり好ましくないだろうという審議会のなかでの議論がございましたので、現状を維持するというところで、あまり大幅に変えないというところで8トンというところで審議会の内容で詰めていただいたところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今日のね議案が通れば、その7億円から7億4,300万円、より詳しくなってますよね。それだけの事業計画があると思うんですよ。詳しくなってるから。それは議会が通過してからお知らせするのではなくて、本来ならば通過する前にね、こういう事業やりたいんだとい

うことが、計画ですからね、きちっと示すのがこれ当然じゃなかったのかなというふうに思うんですよ。通っちゃったからこれもやります、あれもやりますという話ではないと思うんですよ。そこから辺が住民に対する情報の在り方としてはね、不十分だったんじゃないかと。7億円がとにかく料金収入が減っちゃうんだからというところだけが頭に刷り込まれてね、仕方がないなというふうに思われる方も出てくるんですよ、これは。

もう一つはですね、この8トンについて大幅に見直しするのは好ましくないという話だったんですけど、これはどういう点で好ましくないのかということをもう一度伺いますね。今ね、1人家族とか核家族化が増えてきてますよね。そういうなかで、この基本水量の在り方というの、使用状況は大洗の場合はどういうふうな状況になってるのかということを見た場合ね、これをどうするか、増やすのか減らすのか、こういう議論があったんじゃないかと思うんですよ。というのは、8トン維持するというふうにあえて答申のなかに盛り込まれているんですよ。議論があったんじゃないかと、すごく重要な議論があったんじゃないかというふうに思うんです。だからあえて伺ったんです。

もう一つはですね、3回目の質問ですから、答申では料金改定後も効率的な事業運営を図ってですね、経費節減に努めることは付帯意見として盛り込むというふうになってます。これ、そうしなきゃならないという状況を見てですね、意見として出されたんですが、具体的にどのような内容が提起されたのか、効率的な事業運営を図る、もう一つは経費節減に努めると、こういうことを徹底して欲しいというそういうことがいわれましたその中身について説明してください。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、8トンのほうなんですけれども、こちらについては審議会のなかでもどのようにするかというお話のなかで、こちら事務局のほうです8トンというのは大体、お一人が使う平均の1カ月の水量といわれております。まずはその点が一つ。またですね、現状8トンの契約している方がですね、一番多い部分、1カ月です8トン9割近く、違う、すいません、こちらについては、割合ちょっと手元にないので申し訳ございません。内容につきましては、その8トンというところが一番多いということもございまして、それを6トンにすればどうなるのか、10トンにすればどうなるのかということもあったんですけれども、やはり先ほども申したとおり8トン維持するのが適当ではないかというところの議論をいただいて8トンにしたというところでございます。

続きまして、答申の付帯意見のところなんですけれども、まず（1）（2）ということございまして、有収率の向上というところで、現在大洗町、有収率のほう80%というところになっております。そちらにつきましては、なぜなのかというところなんですけれども、主にですね老朽管からの漏水というところが大きいので、こちらのほうを少なくすればですね水道事業会計のほうも良くなるだろうということもございまして、この漏水管のほうをですね早急にですね対応して修繕するように努めてもらいたいというのが付帯意見の1番目です。

2番目につきましては、水道施設の老朽化対策というところで、老朽化した配水管ですね、こち

らについてもやはりですねかなり大規模な漏水等が毎年ですね1件、2件程度ちょっと起こっておりますので、そちらについてもですね老朽管を計画的にですね早急に直していくと、それが最終的には水道の事業のですね安定的な経営ができるのではないかとというところで付帯意見としてつけていただいたところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いろいろ議論のあるところだと思いますけども、今の漏水の件についてお伺いいたします。

以前にもお聞きしたと思うんですけども、この漏水の関係で、無効水量というのが発生してると思うんですね。この無効水量というのは、去年1年間で、例えば和銅地区なんかでたびたび漏水が起きてるようなんですけども、この無効水量というのは、どのぐらい去年1年間であったのかまず一つお伺いすると、あとこの契約関係が一番多分、13ミリ、口径でいくと13ミリから150ミリってありますけども、これで一番多い契約件数というのは20ミリ管が多分一番多い口径数だと思うんですけども、これの契約件数が何件あるのかと、もう一点、この料金改定ですね、今までの1年間の収入と、これから改定後の収入で、どのぐらいの増収額が見込めるのか、そしてまた、その増収で水道の供給もさることながら、設備更新に充てることのできる金額は果たして大丈夫なのか、その点もお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） まず、無効水量というところなんですけれども、こちらですね和銅とかそういったところ、あとはですね火事で使った量とかってというのは、ちょっと実際に把握できてないというところが現状となっております。

すいません、13ミリの契約件数なんですけれども、ちょっと私、手元にございませんで、以前ですね全協の資料で13ミリの契約件数が全体の56%、20ミリのほうが39%で、全体の95%が契約件数と、契約率ですね、申し訳ございません、契約件数のほうは持っておりませんので、率のほうで全体の約95%が13ミリと20ミリになっておるといいう状況です。

あと、改定後の増収なんですけれども、一応増収は1億2,000万円ほどとなっております。ただですね、そのなかで利益のほうはどれぐらい、大体3,000万円程度ぐらいが実際の利益というふうになってですね、そのなかで個人のほうはその1億1,000万円のなか、利益を引いた9,000万円分ぐらいのなかでですね見込んでおりますので、実際の利益としては3,000万円ぐらいを一応想定して、5年間は想定しております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今の無効水量と、その無収水量ですか、その消防とか公園なんかで使うのを無収水量というんですよね。この無効水量というのは、主に漏水だと思いますけども、これをきちんと把握していただかないと、今、県から買ってる水が非常に高いということで、その資源の無駄遣いというようなことも言えますので、そこはきちんと把握してですね、水道課のほうで管理しないと、その料金改定についての説明、住民の皆さんに説明がつかないのではないのかなって私思

いますので、そこはきちんと把握してもらいたいと思います。

もう一つは、料金改定後の収入が1億2,000万円増えるということ、5年間だと約6億円ですか、増えるということで、先ほど菊地議員のほうから7億円の不足というようなご質問がありましたけれども、6億円だと1億円足りないわけですよ、実際は。その1億円足りない分はどのようにするのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

不足する7億円というところなんですけれども、こちらについてはですね実際に水道料金のほうを算定する上で、計算上、出た数字でございます。そこからですね経費削減などそういったところ含めてですね、最終的には約6億円強ですね、のほうで水道料使用ですね、のほうが不足しないというところの結論が出て、そういった計算になっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） その不足分についてはわかりました。

最後にもう一点お伺いいたしますけれども、この水道審議会が出た改定案なんですけれども、この審議会において、その改定率というのが、この一番高いところで改定するのか、それか何件かその案が出てですね、その中間をもってしてその改定率を定めたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） 再度のご質問にお答えいたします。

まずですね、平均改定率のほうなんですけれども、3種類ほど出ました。一番高いところが34.89%、平均改定率、こちらであればですね年間1億5,000万円ほど増額になるというところで、安定的な経営、増やせば増やすほど安定的な経営になるんですけれども、使用者の負担も重くなると。次が28~29%というところで、平均改定率の中間値というところで給水収益のほうで1億2,000万円増額というところなんですけれども、こちらでも何とか5年間程度ですね、水道のほうで維持できるというところでございます。また、一番低い部分ですね、22.54%というところが出てるんですけれども、こちらにつきましては、赤字にはならないと。ただ、更新費用などそういったところできなくなるという最低のラインが22.54%ということなので、実際にはこの22.54というのは現実的ではないのかなと思いますが、実際に審議会のなかで候補として挙げたところはこの3種類と。そのなかでその中間値の28~29というところの平均改定率のほうで決定いたしました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） いずれにしてもですね、お世辞にも水質が大洗町の場合、いい水道の水が今、出てませんので、その辺も料金とともにですね、改定していかないと、解決していかないと、ちょっと水道が、これから夏場なりますけれども、夏場、特に水質が悪くなりますので、料金はするけど水道の質が悪いというようなことのないようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 田中課長、すいません、お尋ねしますけども、改定して1億2,000万の売り上げが増えるということなんですけども、繁忙期の分も加味しての部分ですか。コロナ禍が終わりつつあります。これから来遊客が増えるということも、田中課長、加味しました。その部分もやっていただいて、何本かやっていただければよかったかなと思いますし、1億2,000万ではなくて、きつともうちょっと上がるような気もしますし、さらに料金改定、290円～300円ちょっと上がるので、基本料金の8トンではなくて、ちょうどきりよく10トンにしていただければ良かったかなと思いますけども、サービスの観点から、その点も考慮したと思いますけども、2割値下げで、そこら辺のともあったかなと思いますけども、これ住民サービスの観点もありますし、そういうことは審議会のなかで協議、すいません、これは住民側に立ってのお話だから、すいません、課長、宜しくお願いしたいと思います。2点で、すいません、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

繁忙期の部分の収入増というところなんですけども、1億2,000万円の収入増というところにつきましては、過去ですねコロナ前のほうでですね平均値をとっての数字ですので、それを超える数字というところまではいってないんですけども、そこから若干先ほど言ったとおりに減っていく部分も含めての収入となっておりますので、コロナ前の数字というところで考えていただければと思います。

またですね、8トン、先ほど菊地議員のほうからもあったんですけども、8トンの部分、10トンではどうなのかっていうところなんですけども、やはりですね基本的には8トンを維持して、なるべく変えないような、負担をですね変えないような考え方、また、お一人ですね大体8トンぐらいを使用するということの統計も出ておりますので、その8トンというところは維持していったほうがいいんじゃないかという議論になって8トンというふうに決定されました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 田中課長、審議会のなかで十分に検討は重ねたと思いますけども、わかりましたので、今後、情報はきちんと開示していただいて、住民のほうに、提示していただきたいなと思います。やはり住民はね、上がるってことでもう非常に不信感をいただいておりますので、あと、諸々出ましたけども、水道の水の濁りもありますし、石山君から出ましたけども、その点は十分にね注意していただかなきゃなんないかなと思ってますし、たまに濁ってますよといわれる部分がありますので、課長、すいません、大変でしょうけども、住民サービスの観点から宜しくお願いしたいなと。終わります。

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可いたします。12番 菊地昇悦君。

〔12番 菊地昇悦君 登壇〕

○12番（菊地昇悦君） 12番、日本共産党の菊地です。

提案されております議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例に意見を述べ

ます。

さて、今月15日はですね、年金の支給日に当たります。その前に、年金引き下げの通知が当事者に届きました。この物価高のなかでますます暮らしがね大変だという声も聞こえてきました。また、同時に給料が上がらない、これはずっと続いていると。暮らしはますます大変なことになります。このような物価高騰下で家計が困難な時に、毎日の生活に欠かすことのできない水道、その料金の引き上げは、さらなる生活苦につながるものであります。

日銀の黒田総裁の言葉を借りればですね、許容度は高くない。公共料金こそ考えて欲しいと考えることができるのではないかと思います。

さて、この数カ月間、広報おおあらいで「私たちの町の水道事業」というお知らせを連載してきました。その中において値上げの理由が示されております。そのなかの一つに県水の基本料金が見直されることが挙げられております。こういう県水の値上げは、町は他の自治体と共に県内一高い県の水を共に引き下げるために、強く求めるべきではないのか。さらに言えば、霞ヶ浦導水事業という水源開発は、さらに大きな負担、これをもたらすことは明らかであります。

また、生活のインフラの中心の一つでもある水道事業が老朽化、施設の更新に、早期に目指さなければならぬ理由、それは先ほどの説明にもありました。しかしながら、国の支援が不十分であります。今、防衛費をGDP2%引き上げる、こういうことに熱を上げておりますが、そんな場合ではなくって、国民を守るというならば、大変苦しんでいる水道事業支援こそ2倍にすること、そしてそのことによって住民の負担を軽くし、住民の負担に依拠することなく水道事業を進めていかなければならぬ、このように今回の提案を見て改めて感じるところであります。

また、有収率の問題、基本水料月8トンを維持するとなっておりますが、人口減少のなか、あるいは一人世帯の増加や節水努力もあって、その8トンがふさわしいのかどうか、そういうことも十分に考えていかなければならなかったと思います。許容度に決して入る数字ではない、このように思います。

また同時に、収入不足7億4,300万円の説明がなされましたが、この中身については十分な説明がなされない、そういう状況の提案でありました。

以上、条例に対する反対意見とするものであります。

○議長（飯田英樹君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第38号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

---

○議長（飯田英樹君） 暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時50分を予定いたします。

(午前10時41分)

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

◎議案第39号および議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第39号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第39号および議案第40号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第39号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億828万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,328万円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

3款民生費の児童措置費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、児童1人につき特別給付金5万円を支給する経費として、関連経費と合わせまして1,140万3,000円を追加計上するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

続きまして、4款衛生費の水道事業費につきましては、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金の減免を7月から12月までの請求分で実施する費用を、水道事業会計負担金として7,427万円を追加計上するものでございます。

7款商工費の観光費につきましては、海の魅力を高め、ブルーツーリズムを推進する事業の委託料として2,145万円を追加計上するものでございます。この財源につきましては、8割が国庫支出金で賄われます。この国庫支出金は、観光庁が東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出による風評への対策として措置したものでございます。

教育費の事務局費につきましては、二つの事業合わせて115万7,000円を追加計上してございません。

一つ目の学校安全総合支援事業につきましては、町全体での学校安全推進体制の構築に向けて、

地域と連携した体験型の防災教育や講演会の実施、防災ハンドブック作成等に係る費用として、報償費、需用費、合わせまして101万2,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

二つ目の小学校口腔衛生推進事業につきましては、町内小学1年生を対象に、むし歯予防法としてのフッ化物洗口を実施する費用として、報償費、需用費、合わせまして14万5,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、一部、県支出金で賄われます。

3ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして国庫支出金9,819万9,000円、県支出金113万2,000円、繰越金894万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億828万円を追加補正するものであります。

7ページをお開きください。

議案第40号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

収益的収入および支出について、収入の水道事業収益の予定額を6,644万円追加し、補正後の予定額を6億568万7,000円とするものであります。また、支出の水道事業費用の予定額を44万円追加し、補正後の予定額を6億314万9,000円とするものであります。

次に、8ページをお開きください。

収入の営業収益水道使用料につきましては、先の議案、条例改正でご説明申し上げました水道料金改定分として6,600万円の増額分と、一般会計の補正予算でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金の減免を7月から12月までの請求分で実施する減額分の7,383万円を合わせまして、783万円を減額するものでございます。

営業外収益の他会計補助金につきましては、水道料金の基本料金減免分の7,383万円と、支出の営業費用であります水道料金減免の周知に係るチラシ配布委託料44万円を合わせまして、7,427万円を一般会計からの助成金として受け入れるものでございます。

以上、議案第39号および議案第40号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第39号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私は町長の説明で私の聞き漏れかもしれないんですけども、5ページの衛生費の水道事業費の、これが7,427万円を全額、地方創生交付金で賄うというふうに私は聞こえたような気がしまして、そうするとちょっと金額のずれがあるなと思っていたところ、その後の議案40号の水道事業の補正予算のほうで、これ8ページの7,427万円に数字がなってるというところの、もうちょっと何かその辺、いまいち解釈できませんで、ここ説明していただければなと思ったんですけど。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） ただいま櫻井議員からのご質問でございますけれども、今回、第5次の地方創生臨時交付金として国から限度額が示されたのが6,963万6,000円、これにですね一般財源463万4,000円を合わせて7,427万円として6カ月間の水道料金の減免を行わせていただきたいという形で考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） すいません、児童福祉費のなかで扶助費、19番目、子育て世帯支援特別給付金、世帯数でどのぐらいなるかちょっとお尋ねしますけども、すいません、お願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 勝村議員のご質問にお答えします。

世帯数につきましては、県の指示がありまして、令和2年2月現在の児童手当の受給者数の15%を住民税非課税ではないかということで見込んで計上するようにされてありまして、この金額でございます。217人でございます。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。令和2年の15%ということで、非課税世帯217件でいいのかな、217名でいいのかな。はい、わかりました。大変マスコミなんかで見ると、非常にシングルマザー世帯とかいろいろありますけども、十分なあれで早急にねやっていたら、課長、よろしいかなと思いますので、すいません、本当にねテレビ見るとね涙が出てきます。非常に厳しい状況にありますので、すいませんけども宜しくお願ひしたいなと思います。大洗もね住んでいいところなんだけど、非常に困窮者もね結構いるような気もしてますけども、その点、行政のほうでバックアップしていただいて、早急な支出をお願いしたいなと思いますので宜しく、217名か、宜しくお願ひします。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 観光費でブルーツーリズムの推進の事業ですけども、先ほど海洋放出に伴う対策事業費だということで説明あったと思うんですが、これを活用するにあたってはですね、町としては、この活用にあたっては、特別留意するというようなそういう観点はお持ちなんですか。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらのブルーツーリズム推進支援事業でございますけれども、こちら支援事業につきましては、観光庁のほうからメニューとして今年3月に提示されたものでございまして、今後予定されるALPS処理水の海洋放出による風評対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着を図るといったものでございまして、こちらにつきましてはあくまで風評の対策ということでございまして、その意味で、それを活用して海の魅力を高めていくブルーツーリズムを推進していくといったことでございますので、環境の整備と、それから海の魅力を高める観光の推進といった観点から今回これを事業化を求めるものでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ブルーツーリズムという言葉自体がね、これだけ見ると何が何だかさっぱりわからないんだけど、要するに、この海洋放水にあたっては賛成、あるいは大洗の漁協もそうですが、それは認められないという反対の声もたくさんありますね。そういうなかで、これは今年中にその放出するとか、そんな話じゃないと思うんですよ。これを国からのお金をいただいてですよ、これを活用するということについては、じゃあ海洋放出については何も問題ないんだというような行政側の立場を表すというようなことはないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのか。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問でございますけれども、観光を振興する観光課といたしましては、その海洋放出の云々といったところではなくてですね、あくまでそのブルーツーリズムとしてですね町の、海の魅力を高めていくといったところを行っていくということで、こちらの事業を推進していくということでございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 海の魅力を発揮させるためにこの事業を、このお金を使うということですよ。そうなるそうですね、海洋放出に伴うという、もう最初の説明がね、どういうふうにこれを表すかということが出てくると思うんですよ。ですから、海洋放出というこれを、さも受け入れるようなそういうような姿勢がね受け止められたら、これはちょっと問題ではないかと思います。この辺をどうやって観光客、あるいは町民に示すのかっていうところが一つポイントになるんじゃないかと思うんです。その辺はどういうふうに考えているんですか。あくまでもこれは海洋放出の対策だと、しっかりと前面に押し出すんですか。その辺もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問でございますけれども、あくまでその海洋放出の是非を判断してこちらの事業を取り組むということではないということで、あくまでその海洋放出の是非につきましての、町としてそれを認めるといったところの誤解がないようにですね、あくまでこれは観光の推進、ブルーツーリズムの推進だといったところを強調してご説明してですね、誤解がないように観光としては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 町としての考え方をお尋ねでありますので、私のほうから答えさせていただきます。

先日の全員協議会でも坂本議員のご指摘にお答えさせていただきましたが、このいわゆるメニューを受けることによって是だと、いわゆる賛成だということには全く該当いたしません。国のほうでは当然にして広い意味で対策費としてこの項目を設けたのかもわかりませんが、私どもはきれいな海、それからきれいな観光地、そして何よりも誇れる自然環境をしっかりとアピールできる、そんなようなチャンスだと捉えてこの事業の採択を目指したところでありまして、ちょうど

この議会の前に採択となりまして収入が確定いたしましたので、私どものいわゆる負担金と合わせて事業を推進していきたいと思っております。

議員の皆さん方には、提案理由の説明の中で、すなわちその放流水対策ということで申し上げましたが、これ住民の皆さん方であるとか、事業者の皆さん方であるとか、来遊客の皆さん方には、あえてこの放流水対策事業としてこういうことをするよっていうことは、明記する必要もありませんし、また、明記するつもりもありませんので、十分にこの大洗の海を楽しんでいただけるような、そういう環境をしっかりとつくるということ、それから、コロナ禍で大分そういう事業者の皆さん方も疲弊をしておりますし、少し海から離れた部分がありますから、どうしてもその時間、時間軸が長くなればなるほど海が遠ざかる、気持ち的にも遠ざかるようになりますので、できるだけ皆さん方に身近に感じていただけるようにコンテンツをしっかりとするとか、いろんなところを、いろんな意味で、そういうプロパガンダの機能を強化するとか、そういうことに役立ていきたいと思っておりますので、また議員のほうもいろんなことありましたらご提案、ご提言いただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 前回の全協で説明いただきました内容でちょっと確認をさせていただきたいんですけども、この事業を申請するにあたりまして、審査を受けるというような説明だったと思うんですけども、例えば4点あって水質、環境教育、環境マネジメント、安全性、初年度の審査が20回の調査があるってというような説明があったかと思うんですけども、この事業を採択することによって、この審査を受けることができるということによろしいのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

まず、こちらのブルーツーリズム推進支援事業につきましては、先ほどおっしゃられたですね魅力体験の魅力コンテンツ、それからプロモーション強化事業、それからブルーフラッグ認証取得に向けた取組ということで、そういった対象事業について申請をして、そちらがお認めいただければ採択いただけるといったなかで、そのなかでブルーフラッグ認証事業ですね、こちら海の国際認証制度でございますけれども、そのなかの一つとしてブルーフラッグの認証取得を推進していくということを挙げさせていただいております、こちらにつきましては、今後その取得が可能かどうかといったことも含めまして、まずは水質の調査であったりとか、そういった取組を進めていくということございまして、こちらのブルーツーリズム推進支援事業の採択とはまた別な取組としてといたしますか、そのなかの一つとして行っていくんですけども、ブルーフラッグの認証につきましては今後、可能かどうかということも認め、調査を行っていくという中身でございます。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） その説明のなかで、現在2016年度認証を受けているのは全国で6カ所あり、鎌倉の由比ヶ浜など、とても有名な海岸だと思うんですけども、この認証をいただいたことによって大洗町の海岸がさらにグレードアップ、ブランド化されるという取組だと思います。この初

年度の20回の調査など、とても大変、ハードルが高いように感じるんですけども、この認証を受けられる可能性はどのようにお考えですか。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 柴田議員の再度のご質問でございますけれども、このブルーフラッグ認証制度につきましては、国際的な認証制度ということで、国際環境教育基金、FEEというそうですけれども、こちらが認証しております、日本ではですね先ほど議員が言われたとおり六つの海岸、それからもう一つ、マリナーが1カ所ということで、全部で7カ所、採択を受けておりますですね、世界的には48カ国4,000を超えるですね海岸が認証を受けているということでございます。こちらの認証制度につきましてはですね、四つの軸からなる33の基準、こちらをクリアしたところが認証を受けるということで、まず水質、それから観光教育と情報、それから環境マネジメント、それから安全性、サービスといったところで、33の基準があるそうでございまして、こちらをクリアしなければならないというところで、確におっしゃられるとおりですね、基準としてはなかなか高いものがあるのかなと思っておりますけれども、やはり大洗町の海の魅力向上、それからですねステータス向上といったところで、認証が受けられればですね非常に効果があるというふうに思っておりますので、まずはですね、その辺も含めましてですね、周りのほかのビーチの環境とかも確認させていただきながら調査を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、バリアフリー、障がいに対応したといったところも求められているところでございまして、大洗町は以前からユニバーサルビーチということで対応を進めているところでございますので、そういった意味でもですね認証における効果といたしますか、そういったものは高いのかなというふうに思っているところです。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ただいまの課長の説明をいただきまして、大変ハードルの高い内容だなと感じました。ただ、先日もカジキの世界大会が大洗で行われるというニュースが流れまして、本当に希望といたしますか、可能性大だなということを感じておりますので、しっかりまた町民にもこのことを醸成しながら進めていただきたいなと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 処理水の放出に関連する補助金ということで、非常に商工観光課、頑張っているなというふうに今感心しているところなんですけれども、この間ね全協のなかでもお話したと思うんですけども、この補助金の1番の一丁目一番地っていうのは、漁協とか農協とかという、そういう関連に対して本来であれば補助申請をしなくちゃならないと、この間も言ったように肥料費が3倍にもなっているというなかでね、これはなぜ農水のほうではこれを申請していないのかちょっとお聞きしたいなと思って、今お願いしたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 先ほどの小沼議員のご質問にお答えしたいと思います。

小沼議員がおっしゃるとおりですね、肥料の値上がりをしているところでございます。実は2年、3年前と比べますと60%ぐらいアップしているところでございます。そういったなかで、今後、秋の肥料につきましては、塩化カリウムについて80%、そして複数の成分を合わせた肥料につきましては最大55%をアップするということの報道をしているところでございます。その原因につきましては、皆様も御存じのとおりでございますけれども、ロシアによるウクライナの侵攻による物価の高騰が挙げられるところでございます。

加えてですね、日本の場合については、肥料の多くはですね輸入に依存しているということが現状でございます。その肥料のことの産出の産地でございますけれども、先ほどのロシア等ベラルーシというところが一番の産地でございますして、加えて主要な肥料のものでリン酸につきましては中国が主な産地になっておりまして、そこもですね輸出の手続を慎重にしているところでございます。

そういったなかで小沼議員がおっしゃるとおり、今後ですね、肥料の金額につきましては高騰の高いままの長期化する恐れが出ているということの報道をいただいているところでございます。

そういったなかで大洗町といたしましては、国の動向のほうを調査しております。国につきましては、今ですね秋の肥料の値上がりを見込まれるところでございまして、これについての緩和策の検討を今進めているところでございます。具体的なですね補助金の制度をつくりましようとか、あと加えて国の基金を積み立てて農家のほうに補填をしますということの制度の設計に今取り組んでいるところでございますので、町といたしましては、県と連携いたしまして国の動向を注視して今後農家の支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 非常にねそういうアピールって大事だと思うんですよ。この処理水の問題の一番の漁業とか、茨城県産の農産物とかといったものはね、非常にそういう流れが危機感を持っているわけですよ。そういうところも含めて、本来であれば一番先にそういうところの補助をおりなくちゃならないのに、これなかなか進まないというのは、私は非常に問題だなというふうに思っていますんで、これ町長にもお願いしたいんですけども、今後ともね、そういうところも含めてさらに検討をしていただきたいなというふうに要望で終わります。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ブルーツーリズムなんですが、今ねサンビーチに下水が流入してますよね。あの状態でブルーツーリズム、これ果たしてどうなんだろうという素朴な疑問があるんですね。あの下水の流入はどうやったらいいのかなと。あれをまず止めないと、水質も景観も何もないだろうと。よく言われる通称メコン川ですか、あれがございましてね、あれを何とかしなくちゃいけないだろうと。下水の本管があそまでいかないとか、下水がみんな接続しないとか、そういう問題があるのは重々承知しております。しかし、あれをね放っておいてブルーツーリズムも何もなかりょうと。今言ったように、そうだったらブルーツーリズムじゃなくて、小沼議員がいうように各産業のほうのてこ入れであるとか、住民のてこ入れであるとかっていうほうが先じゃないのかなと、ふと思った次第でございます。あれをね、私素人なりに考えれば、でっかいピット掘って、そのまんま

下水のほうにポンプアップしちゃえばいいんじゃないのかななんて思いますが、それもそれ、やっぱり先立つものがないと何もできないということでございますから、その辺のところをねよく加味していただいて、ブルーツーリズムもいいんですけれども、観光課長、それ、上水の課長とね、町長もそういうところ気遣っていただいてやっていかないと、せっかく申請しても、どうやっても駄目でしょうと。じゃあ無駄遣いじゃないのっていうような話になっちゃう、そういうような気がしております、その辺のところをです、町長、何かあればお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） これ、今、和田議員からのご指摘を伺っております、私どもの説明責任不足かなということ十分に認識いたしました。

一つは、ブルーフラッグ認証については、全体予算の1割強なんです。残りは先ほど申し上げたように海のアクティビティに親しんでいただくとか、地曳網を少し強化するとか、さらにはそのコンテンツ、しっかりとした動画コンテンツとか作ってしっかりこの大洗をPRするというので、そのうちの11~2%がこのブルーフラッグ認証を受けるあれなんです。だからセットでやらなければなりませんので、私どもも結局その一次産業である農業とか漁業をおざなりにするというのではなくて、そういうメニューがないもんですから、たまたまといったら語弊があるかも知れませんが、もう非常に限られた期間のなかで申請してくださいよって観光庁のほうからこのメニューが来て、せっかくの機会であるんで、地元負担が2割弱で済みますから、その2割をもってして全体10割のすなわち事業が執行できるということで、この採択を受けたということです。

今ありますように、これここで議論していても、なかなか本当に採択受けられるか受けられないかっていうことはわからないということがまず大前提にありますとの、それから先ほど柴田議員からもありましたけど、これで理想としてこのブルーフラッグ認証を受けられれば、それはある意味非常にグレードの高い、レベルアップを図ることができるというそういう理想に向かうことができるんですが、仮にここでいわゆるその認証が受けられなかった時に、いろいろな課題というのがここで見えてくると思います。我々が進むべき課題、解決すべき課題であるとか、また、求めるべきそういう方向性というのが見えてくると思いますので、今、和田議員言われたように、もし仮にここでその水質の問題、そのメコン川によってのすなわちブルーフラッグ認証が受けられないということがわかったならば、当然にしてそういうことを皆さん方にプロパガンダをさせていただいて、やはり下水道の接続率の向上を図るとか、それかは認可区域の改善を図るとか、その計画変更を求めるとか、そういうこといろんなところが今度見えてきますので、そういう方向性に向かってしっかりと進んでいきたいと思っています。ただ、これは認証を受けたから、これは何でしょうね、ほかでも似て非なるものが数多くあると思うんですが、認証を受けたから非常にきれいでいいのか、そのままでもいいのかと思ったら、これ認証を受けても毎年やるらしいですから、鎌倉のビーチでもほかのビーチでもそうですけど、認証を受けて一番大変なの何かっていったら、もうこれを維持することが非常に大変だという、そういう前段で今、認証を受けているビーチのいわゆる開設者とか開設管理者はそんなような話をされておりますので、私どもも認証を受けてどうするんだということも

しっかり考えていかなければなりませんし、また、ここにチャレンジすることが何か、チャレンジしていろいろなことが見えてしまうということ、すなわち認証が受けられないでいろいろなその問題が見えてしまう、あぶり出されるということを懸念する声もあるんですが、今の時代ですから、現実には現実としてしっかりと私どもでこれを把握することで、今申し上げたように何をすべきかという課題が見えてくるし、みんなでそういう今の大洗の海の現状を共通認識を持つことによって進むべき方向性がみんなで一緒に進むことができると思いますので、私どもあえてここをしっかりとチャレンジしていく。ですから、前段から申し上げますと、このブルーフラッグ認証制度へのチャレンジというのは、ある意味有益でないかと、全体的に考えてもここら辺でしっかりと総括をしてやるべき方向性があるんじゃないかと。ですから、業界団体なんか非常に造詣の深い和田議員ですから、そういうものも含めて、もしそういう結果が出た時には、下水道の普及促進を図っていただければというふうに思っておりますので、これ下水道普及促進図れば、さっきのいろいろなその水道会計のところで出ましたけども、いろんな意味で企業会計、これから公営企業会計に移行するにあたって非常に有益なところもありますので、やっぱり加入率の促進というのは図らなければなりませんので、そういう意味にもつながってくると思いますので、一石三鳥の効果と申しますか、そういう方向性を見出すことができると思いますので、しっかりと推進していきたいと思っておりますから、是非これからもご提言をお願いをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ありがとうございます。町長、これでね、そういうお考えであれば、全く心配ないなと思うところでございます。町長の手腕でね、ここでふるさと納税ももうすごい売り上げになってる。またこれを倍増させるというところだろうと思います。担当者もそうなんですが、町長のね旗振りで、これで財政状況が少しでも良くなって、そういう問題が解決されていけば非常にいいことだろうと思っておりますので、是非今後とも頑張ってください。以上。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） あと、先ほどこのメニュー以外でというお話が小沼議員からも出ましたけども、一次産業につきましても、このALPS処理水とともに関係するところでいくつかの多分メニューが今後どんどんどんどん出てくると思いますので、私どもも積極的にそういうところに参入をし、また、そういうメニューが出ないようであれば、声高らかにしっかりと県や国に要望していきたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり決しました。

議きまして、議案第40号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第40号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第41号 「トヨペット スマイルホール 大洗」改修工事（第1期）請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第41号 「トヨペット スマイルホール 大洗」改修工事（第1期）請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「トヨペット スマイルホール 大洗」改修工事第1期の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札により、令和4年6月1日に入札会を執行した結果、株木・大貫特定建設工事共同企業体が2億5,800万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の2,580万円を加えました2億8,380万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第41号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第41号 「トヨペット スマイルホール 大洗」改修工事（第1期）請負契約の締結について質疑を行います。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 「（第1期）」とありますけども、これは総額的にどこまでどういう形を最終的にやっていくのか、私のほうで確認してなかったのかもしれないけども、流れをお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 全体の改修工事の全体像について説明いたします。予算要求時にですね説明いたしましたが、工事につきましては4年度、5年度ですね、来年度までの2カ年で考えてございます。まず今年度につきましては、屋根、外壁、そういった外ですかね、外を中心としたもので改修を考えてございまして、来年度につきましては屋根、内部の仕上げ、電気、機械といったように、主に内部ですかね、それを2カ年でですね総額大体7億円というようなことで説明をさせていただきまして、来年度につきましては今年度以上ですね4億円程度の工事になるかと思いますが、そういったことで2カ年でですね改修をする予定でございます。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 改修工事なんで、やることは非常にいいことだと思うんですけども、今回ね落札した業者がいずれも大洗の会社が入ってないと。この辺って、何かずっといつもね、最近はこの会社ばかり落札しているように感じているんですけども、何かこれ、改修工事だから別にAランクじゃなくてもできるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 質問にお答えします。

今回の工事は、コンクリート造の3階建ての大規模な改修工事ということになることから、1,000点以上の社ということに注目して、技術的に難易度の高い工事を円滑に進めていただくということで条件を設定して発注をさせていただきました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） それはそれでわかるんですけども、非常にね町内の業者さん、今、仕事がないというような話を私は聞いたんですよ。そういうなかで、やはりその町内の業者さんにもね仕事が回るような方向でやっていかないと、非常にこれ、将来的に厳しい部分になると思うんですよ。その点をよく鑑みながらね、できないのかなと私は思うんですけども、課長としてはどうですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 質問にお答えいたします。

そういったことも考慮しながらいろいろ条件設定したなかで、今回、共同企業体ということですね、構成員のほうは町内に本・支店がある社ということで入札に参加できるような制度を採用させていただいたところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） いずれにしてもね、ここに出てる会社だと、大洗に本店ないわけですよ。そうすると、これだけの金額をかけても町には何の見返りもないと。これがずっと続いていると、これどうなんでしょうねというのが非常に私も疑問に思っているんですよ。やはりある程度はね、町にも見返りがないと、やはり公共事業ですけども、その点はね、やはり地域の業者さんもおっぱいいいるわけですよ。やはりそういうところを考えると、どうなのかな、その点を、課長の見解では

なかなか難しいと思うんで、町長、どうですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 小沼議員の言われるのはもっともなんです、一つ二つございまして、揃わないんですよ。下の業者で例えばやらせたいといっても、まずは揃わない。今申し上げたように、これだけの工事になりますと、1,000点以上の会社でないと実績だとか何か踏まえると、地元の業者を頭っていうのはできないんですよ。地元の業者を例えば本・支店あるところってやった時に、今度、事業者の数が揃わないんですよ。数は揃っても技術者がいないとか、もう建設業法上、非常に明確に技術者を出してくれとか、ほかで技術者が出てると技術者何人も抱えてませんから、大洗の弱さっていうのはそういうところにありまして、なかなかこの建設工事を自己完結するというのができないって、我々単純に言えば小沼議員と同じように、もう地元の業者にパッとやらせればいいじゃないかって思うんですが、業法のいろんな縛りがあって技術者が揃わないとか、いや、この時期だとうちはとてもとても出せないから入札も参加できないよとか、いろんなこういう問題があります。ですから、そういう問題をクリアして、本来ならばこの2億5,000万円ぐらいですと、ほかの市町村ですと一本でやってますけども、今回はJVにして、JVにすると当然こちら側の手間がかかりますけども、でもJVにして大洗に本・支店があるところっていうことで下に付けさせていただきました。じゃあこれ、3階建てにしたほうがいいんじゃないかっていうことなんですけども、今度3階建てにすると、全く事業者揃わなくて、入札もなくなってしまいうっていう、こういうこともありますので、ですからこの建設については、全くこの本・支店、大貫工務店は支店もありますし、また、いわゆる雇用も地元から数多くの方々を雇用されておりますので、全くメリットないということとはございませんし、また、いろんな意味でそのふるさと納税とかいろんなことでも協力していただいています。また、株木建設においても、いろいろな形で大洗に関しては花火大会であるとか、いろんなところで協力していただいておりますので、見えないところでと申しますか、このなかでは直接的に税のいわゆる納入とかそういうことにはかからないかもわからないけども、違うところで、また、制度外のところで協力できるところは協力していただくとか、またそのほかについても、例えば地元のいわゆる工事中においては、地元のいわゆる関連のところを下請けに使うとか、いろんなその購入についても地元を絡めていただくとか、そういうお願いはしっかりとしていきたいというふうに思っておりますので、議員言われることはもっともなことなんです、現状がなかなかこの立ち行かないところにもいっているということもご理解いただければと思っております。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 2カ年にわたる改修工事ということで説明を受けました。それでですね、工事概要については屋根改修、外壁等々示されているんですが、この建物ですね、どこをどういうふうに変えなければならぬのかっていうのは、なかなか私たちもわからない。いきなりこういうふうに出されてね、2億5,000万かの工事内容になるんだというふうに提案されておるんですけども、さっぱり、どこをどうなって、こういう工事をしなきゃならないんだというような、そう

いう説明ですね、出せば通るだろうというふうに思われてるのかなというふうに思ってしまうんですけども、なぜこういう在り方になったのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員のご質問にお答えします。

私ども担当としましてはですね、当初予算の要求の時にですね提案してございます。また、委員会のなかで今年の新年度、新規事業ということで、この事業につきまして、工事につきましても提出しまして説明させていただきました。そこでですね説明していただきましたし、また、当初予算の時には質問いただきながら計上いただいたということでもありますので、それが足りないと思われるかもしれませんが、委員会を通してしっかり提案させていただいているという認識でございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 当時のそういう提案と同時に、その後に関覧してね、企業に工事の閲覧を行って入札を完成させたということで、そういうことを考えれば、より具体的な工事内容というのは出てくるわけですよ。ですから、議会に対してはね、こういう内容になったということをもっと説明すべきではないかと思うんです。一回やったからそれで済んだという、済んだというような話ではないと思うんです。ですから、今回は第1期ですから、第2期をどうするのかというところは、よく考えていただきたいなというふうに思います。

同時にですね、もう一つは、「トヨペット スマイルホール」ということで2カ年にわたって、その名前はそのまま使えるんでしょうけども、トヨペットさんに関しては全く名前だけ使われて建物が使用できないというような、こういうことになっていきますよね。そういう時にその名前は買っていたわけですけども、使えないものを買ってしまったということになりますので、その点はどういうふうになっていくのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 再度のご質問でございます。

今年度の工事につきましては、ほぼですね閉館をしないようなやり方で工事ができますので、その点については問題ないかなと思っております。来年度につきましては、内装をやるので、当然休館というような措置も出てくるかと思えます。その辺はですね、トヨペット様にもよくお伝えしながら、また、町民の方、あるいはほかの町外でも利用していただける方にもですね、しっかりお伝えしながらですね、周知を図りながら工事を進めてまいりたいと思えます。

○12番（菊地昇悦君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） 9番 海老沢功泰君。

○9番（海老沢功泰君） 皆さんの意見はごもっともだと思うんですけど、私はどっちかという執行部寄りの考えというか、いろんな工事があるなかで、今、JV組んで株木・大貫になったっていうことは、この事業というか改修工事については全く妥当かなと思ってます。大洗町の事業所さんでこの大規模改修のできる業者さんがまず限られるというの、町長の答弁のとおりだと思ってます。

いろいろ細かい説明をしろということなんですけども、このA4のぺら一枚の説明で、これだけ説明してくれてるのは、逆に親切かなと私は思ってます。屋根改修にしろ、勾配に、葺替えによって諸々、防水から入ってて、外壁改修も剥離と塗装、鋼製建具改修なんて、これ、外部改修工事で一文で済んじゃう文面でも証明できんですよね。ただ、これだけきちんと書いてくれば、おおよそのことは検討ついているのかなと思うんで、私としてはどっちかというと執行部寄りの話になっちゃって申し訳ないんですけど、意見としてはそういう意見持ってます。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第41号 「トヨペット スマイルホール 大洗」改修工事（第1期）請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第7、同意第12号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第12号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の委員長でありました中野清藏氏の退任に伴い、後任の委員として坂本達男氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

任期につきましては、前任者の残任期間であります令和6年9月30日までとなっております。

ご同意のほど、宜しくお願いいたします。

坂本氏は、茨城県において県西地方総合事務所長、総合部地域支援局長、また、茨城県中小企業振興公社において専務理事を歴任されました。現在は株式会社ウインドパワーや株式会社建設みらい通信社において、顧問として縦横無尽に県内をご活躍いただいております。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第12号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任につ

いて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第12号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎報告第2号ないし報告第4号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第8、報告第2号 令和3年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和3年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について、報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 報告第2号から報告第4号までの令和3年度繰越計算書3件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 令和3年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

2款総務費の「津波監視カメラUPS蓄電池等交換事業」につきましては、蓄電池等の納品に時間を要し、完了が今年度となるため、195万5,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

「ポケットパークLEDサイネージ設置事業」につきましては、半導体の調達等が不透明な状況にあり、設置に時間を要したため3,000万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として大好きです大洗基金繰入金3,000万円でございます。

「大洗駅エレベーター設置支援事業」につきましては、国の指示による設計の見直しにより、鹿島臨海鉄道の工事スケジュールが遅延したため1億3,808万円を繰り越したところでございます。繰越に伴う財源につきましては、既収入特定財源として企業版大好きです大洗寄附金920万円、未収入特定財源として地方債1億350万円、一般財源2,538万円でございます。

「道の駅おおあらい（仮）整備検討事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、道の駅整備検討委員会の開催が延期となるなど基本計画等の策定に時間を要しているため605万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として企業版大好きです大洗寄附金520万円、一般財源85万円でございます。

「番号制度システム改修事業」につきましては、完了が今年度となるため、399万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金399万円でございます。

3款民生費の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」につきましては、申請を令和

4年9月まで受け付けし給付するため、7,550万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金7,550万円でございます。

「子育て世帯等臨時特別支援事業」につきましては、3月下旬に出生する新生児につきましては、届け出が4月となる可能性があるため、50万1,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金50万1,000円でございます。

4款衛生費の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、ワクチン接種を4月以降も継続して実施することから、6,285万6,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金6,285万6,000円でございます。

6款農林水産業費の「農業委員会費」につきましては、タブレット端末等の納品が今年度となるため、25万5,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として県支出金9万3,000円、一般財源16万2,000円でございます。

「農地農道維持費」につきましては、工事完了が今年度となるため、129万8,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源であります。

「夕日の郷松川運営事業」につきましては、モバイルハウス設置に係る電気工事について、関係機関との調整に時間を要したため、157万6,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

8款土木費の「町道整備事業」につきましては、1月の臨時議会において追加計上いたしました国の補正予算配分の増額分等につきまして、着工が今年度となるため、3億656万2,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1億8,909万6,000円、地方債1億430万円の合計2億9,339万6,000円、一般財源1,316万6,000円でございます。

「駅前広場整備事業」につきましては、地元との調整等に時間を要しているため、95万7,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

「防災子ども安全まちづくり事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、5,902万5,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金2,806万9,000円、地方債2,770万円の合計5,576万9,000円、一般財源325万6,000円でございます。

「防災集団移転促進事業」につきましては、関係機関との協議に時間を要したこと並びに追加で測量等が必要となったことから、2,008万4,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,004万2,000円、一般財源1,004万2,000円でございます。

「都市公園施設改修事業」につきましては、1月の臨時議会において追加計上しました国の補正予算配分の増額分等につきまして、完了が今年度となるため、3,930万4,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,500万円、地方債1,500万円の合計3,000万円、一般財源930万4,000円でございます。

「小松原地区汚水処理場修繕事業」につきましては、小松原団地集中浄化槽ブローア修繕について修繕完了が今年度となるため、108万7,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

10款教育費の「幼稚園及び小中学校施設補修費」につきましては、南中学校の軒樋の修繕について完了が今年度となるため、130万円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

「学校施設電話交換機等更新事業」につきましては、南中学校の電話設備改修工事等について工事完了が今年度となるため、84万2,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、報告第3号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

公共下水道事業につきましては、和銅地区管路改修工事において隣接工事との調整に時間を要したことから、総額で384万4,000円を繰り越したところでございます。繰越に伴う財源につきましては、一般財源でございます。また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、町の負担金557万円を繰り越したところでございます。繰越に伴う財源につきましては、未収入特定財源として、地方債510万円、一般財源47万円でございます。

続きまして、報告第4号 令和3年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

資本的支出、建設改良費の配水管布設替工事等につきましては、施工方法を検討するにあたり、関係機関との調整に時間を要したため、事業費4,397万8,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源といたしましては、損益勘定留保資金4,397万8,000円でございます。

以上、3件の令和3年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

○議長（飯田英樹君） 以上、町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

---

### ◎報告第5号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 続きまして、報告第5号 令和3年度大洗町土地開発公社の決算報告について報告を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第5号の令和3年度大洗町土地開発公社の決算報告についてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、令和3年度の事業報告書についてでございます。

「1. 事業の概要」でございますが、令和3年度は大洗駅周辺整備事業の先行取得として、桜道地内の土地317.97㎡を取得いたしましたほか、公社所有地の維持管理を行ったところでございます。

次に、「2. 庶務事項」でございますが、役員7名、職員2名、いずれも町職員の兼務により運営をしているところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。

令和3年度決算報告書についてでございます。収入、支出とも主な「区分」と「決算額」により、ご説明を申し上げます。

収入の第1款、事業収益につきましては、収入はございませんでした。

次に、第2款第1項の受取利息272円は、預金利息でございます。

次に、第3款の借入金につきましては、借り入れがございませんでした。

次に、第4款の繰越金は、前年度からの2,427万271円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は2,427万543円でございます。

続きまして、支出の主なものについてご説明を申し上げます。

第1款第1項の公有用地取得費でございますが、事業報告でも申し上げましたとおり、大洗駅周辺整備事業の先行取得として、1,476万3,545円を支出してございます。

次に、第2款の販売費及び一般管理費といたしまして11万8,246円を支出しており、これは公社が所有している土地の維持管理費用のほか、振込手数料、法人税等の事務経費についてでございます。

第3款の事業外費用、第4款の借入金償還金、第5款の予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、支出の合計は、1,488万1,791円でございます。よって、収支差し引きでございます938万8,752円は、翌年度への繰越金とするものでございます。

続く11ページは、以上の決算から損益計算書、12ページは貸借対照表を、また、13ページはキャッシュフロー計算書を作成したものでございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

14ページをご覧ください。

財産目録についてご説明申し上げます。

資産の部でございますが、1の流動資産につきましては、5,457万4,908円となっております。内訳といたしましては、現金預金として普通預金が938万8,752円、公有用地として、土地1,044.89㎡、4,518万6,156円でございます。

固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円でございます。

これらを合計いたしますと、資産合計は5,957万4,908円となります。負債はございませんので、正味財産といたしましては、資産合計と同額となっております。

15ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、お目通しを後ほどいただきたいと存じます。

以上、令和3年度大洗町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 以上、副町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

---

### ◎動議の提出

〔「議長、動議申し上げます」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 動議を提出させていただきます。

案件はですね、議会基本条例、議会政治倫理条例、政務活動費の件についてであります。

○議長（飯田英樹君） 今、今村議員から動議が出されました。

ただいまの動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（飯田英樹君） 挙手少数でございます。動議同意者2名おりますので、動議とさせていただきます。

それでは、提案者からの説明を求めます。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 今回の動議はですね、大洗町では議会基本条例、そして議会倫理条例が制定されております。これは國井町長が前議員時代にですね議会改革の一環としてですね制定されたものであります。そのなかで今回、飯田議長がこの政治倫理条例に違反しておりますので、これについてお話をさせていただきたいと思っております。

条例を読み上げさせていただきます。

議会政治倫理条例第4条、議員は次の各号に挙げる基準を遵守しなければならない。(5)番にありますけども、町から補助金の交付を受けている団体等の代表等に就任してはいけないということになっております。先日、4月24日に大洗町商工会の総代会が開催されました。私も総代の一人として出席しておりますけども、飯田議長はここで商工会の副会長であります。そうすると、この副会長というのは代表等に含まれるということでありまして。その際にですね、総代の時に会員の方、町民の方からも数名から、おかしいんじゃないかと、議会でちゃんと審議しろという声をいただきました。というのはですね、以前に議員をされていまして、もうお辞めになりましたけども、やはりその時に商工会の副会長でしたが、この条例を遵守し、自らが判断して議員を辞職されました。飯田議長におかれましては、自ら判断すべき案件だと私は思っております。

それから、私が議長を務めている時にですね、飯田議長がですね議員の時に、この条例に抵触してる議員がいるはずと、何とかすべきと言ってきましたので、知らなかったということはないと思っております。

また、その時の議員はですね、町から補助金の出ている団体ではなかったということを付け加えさせていただきます。

もう一つ、政務活動費ですね。3月議会定例会において政務活動費の案件が提出されました。私は反対の意見を述べさせていただきましたけども、定例議会終了後にですね飯田議長から、なぜ反対する。反対されるほうの身にもなれといった恫喝をされました。議員が議場において自分の意見を述べるのがいけないのでしょうか。これは議会制民主主義の根幹にかかわることだと私は思っております。その後の発言でも、金を持っている議員は相手にしない。金が無い議員のためにやってんだ。余れば選挙資金に回せる。議長なんかやりたくないのにやってんだというような発言もされました。これは議会人として町民の裏切りともとれる発言だと私は思っておりますし、税金を預かる我々としては、税金はしっかりと正しく使われるべきだと思っておりますので、この件について発言をさせていただきます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 一旦休憩いたします。

（午後 0時00分）

---

○議長（飯田英樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時24分）

---

○議長（飯田英樹君） ただいま今村和章君から私に対する動議が提出されました。これに対して日程に追加するかどうかにつきまして決を諮る前に賛成・反対、それぞれのご意見があれば伺いたいと思います。

まず、反対のほうからお願いいたします。

〔「議長、日程に追加するかしないかのあれ」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） この原案に対する賛成・反対です。

4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 今村議員提の動議の倫理条例に違反しているんじゃないかということについて、私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私も政治倫理条例はしっかり読みました。そこに第何条とは今詳しく言えませんが、会長等、その町から補助をもらっている団体の代表等という、その「等」は、副会長が該当するかしないかが論点だと思っております。それが飯田議長も今の立場になられて副会長ということになりましたが、それを違反していると思っていたら、もちろん副会長にはならなかったと思いますし、私たちも倫理条例違反だということは助言もしてたと思います。私も倫理条例のその代表等の「等」が副会長が当たるかどうかということは、当たらないと思っておりますので、反対させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 賛成の方。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 会長等ということは、例えば副会長は間違いなく入るんです。というのはね、会長に何かあった場合、副会長というのは会長に代わってその事務とかそういうものを執行していかなくちゃならない。例えば、なぜ議会にも副議長がいるか。副議長がいるというのは、会長に何かあった、事故とか何かで、病気・けがとかで、例えば会長が執行ができなくなった場合には副会長がその任に当たるという規定がどこにでもあるはずなんです。これは会長等に当てはまらないということであればね、副議長なんか議会にはいらないということになってしまう。また、会社でも社長、副社長ね、副社長なんかいらんってというような話にもなってきた、役員ではないということになっちゃうんですね。それはない。必ず、なぜ「等」ということが入れば、その執行部は全部入る、そういうことになってきます。

昔の話を持ち出して恐縮なんですけれども、今は亡き議員がですね、同じような立場にあった。彼はその倫理条例に抵触して違反であるということをもって、それで議員を辞職したということがございます。前例はある。伊藤議員は、その辺のところはわからないとは思いますが、我々倫理条例を立ち上げていったメンバーとしては、これはやはり会長もそうであり、副会長もそうであると、そういうことなんですよね。それで、仮にですよ、議長が倫理条例に違反しているとすれば、これはやはり自分で判断していただいて出处進退をどうするかということです。だから、やはりそれは副会長で、それが会長等に当たらないという解釈はね、ちょっと一般常識ではかけ離れているだろう、そういうふうに思います。ですから、やはり副会長ということは前例に照らし合わせても、やはり「会長等」に当たるとするのは私の意見でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 次に、反対の方。じゃあちょっと局長のほうから。

○議会事務局長（田山義明君） では、私のほうから一応補足といたしまして、先ほど今村議員のご提案のなかでもありました政治倫理条例のことについてご説明をいたします。

まずこの大洗町議会政治倫理条例ですが、平成23年6月に議員提案のもとに議決を諮り、制定をされました。目的といたしましては、この条例は大洗町議会議員が町政に関して町民の厳粛な信託を受けていることを認識し、町民全体の代表者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、議員の政治倫理の確立並びに町政に対する町民の理解及び信頼の確保をもって、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とするとなっております。

先ほど今村議員からお話がありました政治倫理基準につきましては、六つございまして、まず初めが町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なう恐れのある行為をしないこととありまして、今村議員がおっしゃったところにつきましては、4条の第5号に記載してあります原則として町から補助金の交付を受けている団体の代表等に就任しないこととなっております。

この手続方法に関しましては、政治倫理審査会というものを設置いたします。審査会の委員は、議員全員をもって組織をいたします。ただし、その調査の対象となった議員の方を除くとされております。また、この請求権利というものがございまして、選挙人は次の各号における次項、いわゆるこの政治倫理基準に違反をする疑いがあるとなったときには、その5名以上の連署をもって議長に

対し調査の請求をすることができるというふうになっております。また、その請求があったものに関しましては、先ほど申し上げた審査会のほうにおきまして、審査の調査を受けた日から起算をして90日以内に審査結果報告書を議長に提出しなければならないというふうになっております。また、その措置のほうに関しましては、議会は審査会からの報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対しましては、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼回復をするため、懲罰特別委員会に諮った後、法第何法というのは地方自治法のことです。134条、135条の規定に例により、必要な措置をとることができる。この134条、135条というのは、こういった議場内での公の陳謝、それから一定期間の議会、まず議長からの戒告ということで、以後注意なさいというふうに発言が一つ。それから次いで重いのがですね、本人からの陳謝文というんですか、謝罪文の朗読。こういった議場の場で読むことが多くあります。三つ目が一定期間の議会への出席停止。最後が除名です。いわゆる議員を辞めなさいというものになっております。条例に関しては、私の方から以上になります。

○議長（飯田英樹君） それでは、先ほど今村議員より出されました動議について、動議を日程に追加することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 賛成多数ということになりました。それでは、日程に追加されます。それでは、ここで副議長と席を交代したいと思います。

〔副議長が議長席に着席〕

---

### ◎追加日程 大洗町議会政治倫理条例の違反に対する動議

○副議長（柴田佑美子君） それでは、ただいまより議事を進めさせていただきます。

先ほど今村議員より提案いただいた内容について、再度、提案理由を説明していただきたいと思っております。今村議員。

○7番（今村和章君） それでは、再度読み上げさせていただきます。

大洗町議会基本条例を制定しておりますけれども、飯田議長がその中の議会倫理条例に違反しているということだと町民の方からお話もありました。条例を読ませていただきますと、議会政治倫理条例第4条、議員は次の号に挙げる基準を遵守しなければならないということで、先ほど事務局長もありましたけれども、町から補助金を交付されている団体の代表等に就任してはいけないということの内容でありました。この先も読みますか。時系列も。

○副議長（柴田佑美子君） はい、お願いいたします。

○7番（今村和章君） 4月24日に大洗町商工会の総代会が開かれ、その際、飯田議長が商工会の副会長であります。会員の方、町民の方から、数名から、議会でちゃんとしろという声がありましたので、これを提案させていただきました。

以前に議員をされていた方は、この同じ内容です、自分から判断して議員を辞職されたという経緯もありますので、飯田議長におかれましても自ら判断すべきというような内容であります。以上です。

○副議長（柴田佑美子君） 提案理由の説明が終わりました。

この件につきましてご意見のある方、挙手をお願いいたします。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） とりあえず議題として上がったということでもありますけども、その議題としての決議をすることがまだ決まってない。いわゆる単なる意見の延長しかないんですが、そこで私は逆にですね、委員会の設置要綱として、設置を希望してもらいたい。そうすることによって設置をしてからの審議がされるという形になりますので、この場で審議をしても前には進みませんので、その設置要綱にあわせてですね設置をという形で議題にさせていただいたほうがスムーズじゃないかなというふうに思いますので。

○副議長（柴田佑美子君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 今、坂本議員から出ましたけども、委員会の設置お願いしたいと思いますし、この際、大洗町議会も政治倫理条例がありますので、襟を正して、再度、政治倫理の中身を精査してやっていかなきゃなりませんので、委員会の設置を要望いたします。宜しくお願いいたします。

○副議長（柴田佑美子君） ほかにございますか。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 委員会、それはいいと思います。ただね、先ほどもうこの案件がね、果たして政治倫理条例に違反しているのかしてないのかということが、私はしてるだろうと、してないだろうと伊藤議員は言う、これをはっきりさせとかないと、これはやっぱり先に進まないだろうと思うんですよね。その辺のところはどうなんでしょうか。

〔「審査委員会でやる」と言う人あり〕

○8番（和田淳也君） 審査委員会でやる、うん、それはね。はい、じゃあそれでね。

○副議長（柴田佑美子君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時39分）

---

○副議長（柴田佑美子君） 会議を開きます。

（午後 0時41分）

---

○副議長（柴田佑美子君） ただいまご意見が出ましたが、このことに関して、1番 飯田議長、何かご意見がありましたらお願いいたします。

○1番（飯田英樹君） これ局長、私どこまで言っているんですか、これ。これ大変なことなっちゃいますから、私、ここではやりません。

○副議長（柴田佑美子君） この件につきましては、全協に諮りたいと思います。終了いたします。  
ここで席を議長に交代いたします。

〔議長が議長席に着席〕

---

#### ◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第9、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） それでは、寄附の受け入れについて報告させていただきます。

有り難いご寄附3件ございます。1件目、ひたちなか市釈迦町の株式会社明石屋さん、代表取締役の安 秀明社長のほうから50万円いただきました。また、2件目でございますけども、千葉県銚子市のガラスリソーシング株式会社 代表取締役 赤坂 修さんから100万円を頂戴いたしました。そして3件目でございますが、銚田市畑田、茨城特殊車輛株式会社 代表取締役 羽生さんから50万円を頂戴して、合計200万円を頂戴いたしましたのでご報告させていただきます。

なお、この活用につきましては、寄附者の思いを胸に、しっかりと事業に即した形でやらせていただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日14日午後9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時45分